

平成24年度 電気通信施設点検業務等 説明会資料



平成24年1月18日
近畿地方整備局



1. 平成24年度の改善内容(要点)
2. 電気通信施設点検業務等の概要
3. 電気通信施設点検業務等の発注ロット
4. 電気通信施設点検業務等の入札参加要件
5. 電気通信施設点検業務等の履行環境
6. 電気通信施設点検業務等の仕様書・積算
7. 電気通信施設点検業務等の発注スケジュール
8. その他



1. 平成24年度の改善内容(要点)

改善

平成23年度

平成24年度

入札参加要件等

- 1) 配置予定管理技術者の業務経験
・企業に求める履行実績対象設備のいずれかの設備を含む点検業務の経験(対象設備を限定)

仕様書・積算等

- 1) 仕様書の改善
広域災害発生時の支援の明示無し
一部の設備について、出水期前等点検実施時期を指定
- 2) 積算の改善
旅費交通費に係る数量の明示無し
点検基準に定めのない点検対象設備の歩掛の明示無し

入札参加要件等

- 1) 配置予定管理技術者の業務経験
・電気通信施設点検基準(案)に記載のあるいずれかの設備を含む点検業務の経験に緩和(対象設備を限定しない。)

仕様書・積算等

- 1) 仕様書の改善
広域災害発生時の支援について、協議の上、指示することを明確化し、変更対象とすることを明示
一部の設備について、点検実施時期を指定又は協議とし、指定を緩和
- 2) 積算の改善
旅費交通費の積算根拠となる数量(総移動距離、日当、滞在等)を見積参考資料に明示
点検基準に定めのない点検対象設備の採用歩掛等を見積参考資料に明示



1. 電気通信施設点検業務等とは

近畿地方整備局管内に整備されている河川及び道路管理用電気通信施設の良好な性能・機能維持を図るため、国土交通省電気通信施設点検基準等に基づく巡回による定期点検、機器障害発生時における障害箇所の発見並びに軽微な作業を行う臨時点検、機器の性能・機能を復旧・回復させるための修理、及び災害等支援を行うものである（当該施設の監視業務を含む場合がある。）。

巡回による定期点検には、総合点検、個別点検、巡回点検がある。

総合点検：施設の総合的な性能・機能の確認を行う。

個別点検：機器単体の性能・機能確認を行う。

巡回点検：施設の環境に応じて機器の状態確認を行う。

* 具体の点検内容、頻度については設備毎に定められている。

例) 高圧受変電設備 総合点検：年1回

個別点検：年1回

巡回点検：毎月（場所により隔月）

詳細は「国土交通省電気通信施設点検業務点検基準（案）」（近畿地方整備局HPに掲載）を参照。



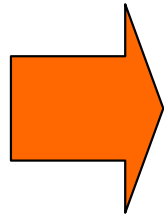
1. 電気通信施設点検業務等の概要

近畿地方整備局HP掲載箇所

近畿地方整備局HPトップページ



企画部をクリック



企画部トップページ



公表ページ

電気通信施設点検業務・運転監視業務

共通仕様書他公表ページ

- 電気通信施設点検業務共通仕様書(案)
- 電気通信施設運転監視業務共通仕様書(案)
- 電気通信施設点検基準(案) [総合点検]
- 電気通信施設点検基準(案) [個別点検]
- 電気通信施設点検基準(案) [巡回点検]
- 電気通信施設点検業務積算基準(案)
- 電気通信施設点検業務積算基準(案) 標準歩掛表(業務計画)
- 電気通信施設点検業務積算基準(案) 標準歩掛表(総合点検)
- 電気通信施設点検業務積算基準(案) 標準歩掛表(個別点検)
- 電気通信施設点検業務積算基準(案) 標準歩掛表(巡回点検)
- 電気通信施設運転監視業務積算基準(案)

部別情報

総務部

近畿地方整備局の総務情報についてご案内

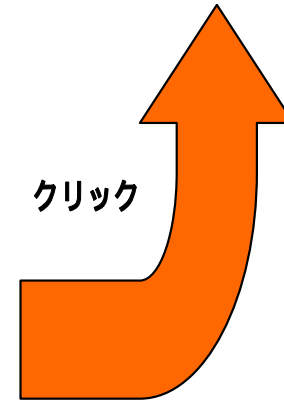
企画部

近畿の活性化に向けたビジョンや調査結果・事業などをご紹介

■ 電気通信関係

- 電気通信設備工事共通仕様書
- 電気通信施設設計業務共通仕様書
- 電気通信施設設計業務積算基準
- **電気通信施設点検業務・運転監視業務共通仕様書他公表ページ**
- 電気通信施設点検業務等の説明会資料

クリック





2. 点検対象施設の概要

河川及び道路管理用として整備された電気通信施設が対象。
具体の対象施設は以下のとおり。

【河川管理用電気通信施設】

- ・ダム(堰)管理設備
- ・ゲート制御設備
- ・放流警報設備
- ・水位・雨量テレメータ設備
- ・CCTV設備



ゲート制御設備



水位・雨量テレメータ設備



CCTV設備

【道路管理用電気通信施設】

- ・トンネル非常用設備
- ・道路管理システム
- ・道路情報板
- ・道路気象観測設備
- ・CCTV設備



トンネル非常用設備



道路情報板



道路気象観測設備

【共通(防災情報に関する)電気通信施設】

- ・ヘリコプタ画像伝送設備
- ・衛星通信車、小型衛星設備
- ・事務所等の防災情報設備
- ・事務所の電力設備
- ・通信設備(鉄塔、通信機等)



ヘリコプタ画像設備



衛星通信車



受変電設備



1. 発注ロット

業務遂行上の効率性及びコストを勘案した上で、適切な発注ロットを設定。

- 1) 発注構成は「電気（自家用電気工作物）設備」及び「通信設備＋情報設備＋運転監視」の2件構成を基本としている。
- 2) 発注ロットは、「1千万円」以上、「1億円」以下の業務が中心。
- 3) ただし、上記1)により、業務価格が「1千万円」未満となる場合等は、「電気（自家用電気工作物）設備」と「通信設備＋情報設備＋運転監視」等を合併して発注する場合がある。



1. 等級要件

- 1) 国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のうち、近畿地域の資格を有する者であること（等級による参加制限はしない。）。

2. 業務履行実績要件

- 1) 平成9年度以降において、国の機関、地方公共団体、公共機関（電力、通信、ガス、鉄道等）又は地方公社が発注した点検業務を元請けとして完了（完了見込みを含む。）した実績を有すること。

* 点検業務履行実績対象設備（下記のいずれかの設備の実績）

主たる点検対象設備が電気設備の場合

- ・ 高圧（又は特別高圧）受変電設備（施工実績でも可）
- ・ 発動発電設備（10kVA以上）（施工実績でも可）

主たる点検対象設備が通信設備の場合

- ・ 多重無線設備
- ・ ダム（又は堰）放流制御設備
- ・ 防災情報システム（防災の用に供する情報の収集、加工、上位局への伝送機能を有するもの）



2) 1,500万円未満の業務においては、上記1)に記載の機関が発注した点検業務の再委託を受けての履行実績(完了見込みを含む。)又は民間企業が発注した点検業務の元請けでの履行実績(完了見込みを含む。)でも可。

また、上記1)に記載の機関が発注した点検業務の元請けでの履行実績は次のいずれかの設備を含む工事又は製造の施工実績(完了見込みを含む。)でも可。

* 点検業務履行実績対象設備(下記のいずれかの設備の実績)

主たる点検対象設備が電気設備の場合

- ・ 高圧(又は特別高圧)受変電設備
- ・ 発動発電設備(10kVA以上)
- ・ 道路(又はトンネル)照明設備

主たる点検対象設備が通信設備の場合

- ・ 多重無線設備
- ・ ダム(又は堰)放流制御設備
- ・ 防災情報システム(防災の用に供する情報の収集、加工、上位局への伝送機能を有するもの)



3 . 管理技術者要件

- 1) 下記 ~ のいずれか1つの要件及び の要件を満足すること。なお、業務経験は、平成9年度以降において国の機関、地方公共団体、公共機関（電力、通信、ガス、鉄道等）又は地方公社が発注した電気通信施設点検基準（案）に記載のあるいずれかの設備を含む点検業務を元請けとして完了（完了見込みを含む。）した経験とする。

学校教育法による大学、短大、高等専門学校において電気工学又は電気通信工学に関する学科を修めた者で、卒業後3年以上の業務経験を有する者。

学校教育法における高等学校において電気工学、電気通信工学に関する学科を修めた者で、卒業後5年以上の業務経験を有する者。

上記 及び 以外の者で、7年以上の業務経験を有する者。

以下のいずれかの資格を有する者で、3年以上の業務経験を有する者。

- ・ 技術士（電気電子部門又は総合技術監理部門（電気電子））
- ・ 1級電気工事施工管理技士
- ・ 第1級陸上特殊無線技士（主たる設備が通信設備の場合）
- ・ 第1級、第2級総合無線通信士（主たる設備が通信設備の場合）
- ・ 第1級、第2級陸上無線技術士（主たる設備が通信設備の場合）
- ・ 第1種、第2種、第3種電気主任技術者（主たる設備が電気設備の場合）

常駐場所が近畿地方整備局管内にあること。



2) 1,500万円未満の業務における管理技術者の業務経験は、下記からのいずれかでも可。

上記1)に記載の機関が発注した電気通信施設点検基準(案)に記載のあるいずれかの設備を含む点検業務の再委託を請けての経験

民間企業が發注した電気通信施設点検基準(案)に記載のあるいずれかの設備を含む点検業務を元請けとして完了(完了見込みを含む。)した経験

上記1)の機関が発注した電気通信施設点検基準(案)に記載のあるいずれかの設備を含む工事、製造を元請けとして完了(完了見込みを含む。)した経験



4 . 添付書類の簡略化

配置予定技術者の資格・実務経験を確認する書類において、転職等により以前の勤務先での証明を得ることが困難な場合は、現在の勤務先で証明可能となるよう書類の簡素化を実施。

* 詳細については、各業務の入札説明書による。



1 . 点検実施時期

1) 点検実施時期を指定又は**協議**する設備を仕様書に明示し、それ以外の設備の点検時期については、受注者の業務計画によることを仕様書に明示する。

* 点検実施時期を指定する設備の例

- ・ダム(堰)管理制御設備：6月(出水期前)までに12ヶ月点検を実施
- ・散水融雪設備用受変電設備：12月(雪寒期前)までに12ヶ月点検を実施

2) 休日夜間等、職員の勤務時間外に点検実施を指定する設備を仕様書に明示し、それ以外の設備の点検時間は受注者の業務計画によることを仕様書に明示する(原則、職員の勤務時間内。)。

2 . 臨時点検及び修理

1) 臨時点検の業務量(時間)を仕様書に明示し、併せて臨時点検及び修理における作業内容を仕様書に明示する。

2) 臨時点検は軽微な内容に限定し、それ以上の作業(修理等)を要求する場合は、発注者と受注者との「協議」とする。



3 . 災害支援について

広域災害発生時に業務履行場所を越えて、災害等支援が必要となった場合は、別途協議の上、指示することを明示し、契約変更の対象とする。

4 . 管理技術者の兼務

管理技術者は、国土交通省発注の他の点検業務又は運転監視業務の管理技術者と兼務することが可能。ただし、兼務する場合の手持ち業務量は1億円未満かつ4件以下であること（本業務を含み契約済み及び特定後未契約のものを含む。）。

注）2，500万円以上の工事の監理技術者（又は主任技術者）との兼務は不可（建設業法）。



1 . 点検対象施設について

- 1) 仕様書に位置図を添付し、点検対象施設をわかりやすく明示する。
- 2) 仕様書に点検対象施設一覧表を添付し、移動手段（ライトバン、徒歩等）を明示する。

2 . 測定器等の貸与について

発注者が所有する測定器等の使用を可能とし、使用可能な測定器一覧を仕様書に明示する。なお発注者が所有していない、または故障等の理由により使用することができない場合は、受注者が準備することとし、契約変更の対象とすることを明示する。



3 . 時間外作業について

点検等において、点検技術者・技術員の拘束によって割増賃金の支払いが生じる場合、仕様書に明示する。

1) 時間外割増

臨時点検等において、法定労働時間（8時間）を超えて作業を行う場合、仕様書に明示する。

2) 深夜割増

作業開始時間及び法定労働時間に関わらず、22時から翌朝5時までの間に作業を行う場合、仕様書に明示する。

3) 休日割増

臨時点検等において、法定休日に作業を実施する場合、仕様書に明示する。

ただし、仕様書で法定休日に作業を行うよう明示がある場合は、法定休日の振替が可能のため、適用しない。



4 . 安全費について

1) 安全費

安全費として計上する内容は、以下のとおり。

安全教育等に要する費用

表示板、標識、保安灯、バリケード等の安全施設の設置、撤去、補修に要する費用及び使用期間中の損料。

船舶使用による安全救命器具等の費用

安全用品等の費用（高所作業用安全帯及び高所作業用用品等）

現場条件等により安全対策上必要な費用（交通誘導員等）

2) 計上方法

安全費として計上する内容で安全費率に含まれる部分は、上記1)の からとし、次式により計算する。

$$\text{安全費（率計上分）} = \text{労務費} \times \text{安全費率（2.5\%）}$$

なお、 については仕様書に明示し、別途積み上げ計算により計上する。



5 . 作業車両等について

高所作業車等が必要な場合、仕様書に明示する。なお、当初高所作業車等の使用を予定していないが、臨時点検等により使用した場合は契約変更の対象とすることを仕様書に明示する。

6 . 旅費交通費について

- 1) 年点検における点検技術者・技術員の派遣起点は大阪府庁とし、仕様書に明示する。
- 2) 「電気（自家用電気工作物）設備」と「通信設備＋情報設備＋運転監視」を合体して発注した場合の旅費交通費は、各々で点検ルートを構成する。
- 3) 旅費交通費の積算根拠となる点検周期毎の総移動距離及び移動手段、日当、滞在日数を見積参考資料に明示する。ただし、発注者の都合（点検対象箇所を増減等）により、変更が生じた場合は契約変更の対象とし、受注者の都合による変更は契約変更の対象としない。



7 . 仮設設備について

仮設設備（変圧器等）を使用する場合、仮設設備一覧を仕様書に明示する。この場合、仮設設備の損料等に加え、設置・撤去等に要する費用を計上する。

8 . 除草について

除草について、契約変更の対象とすることを仕様書に明示する。

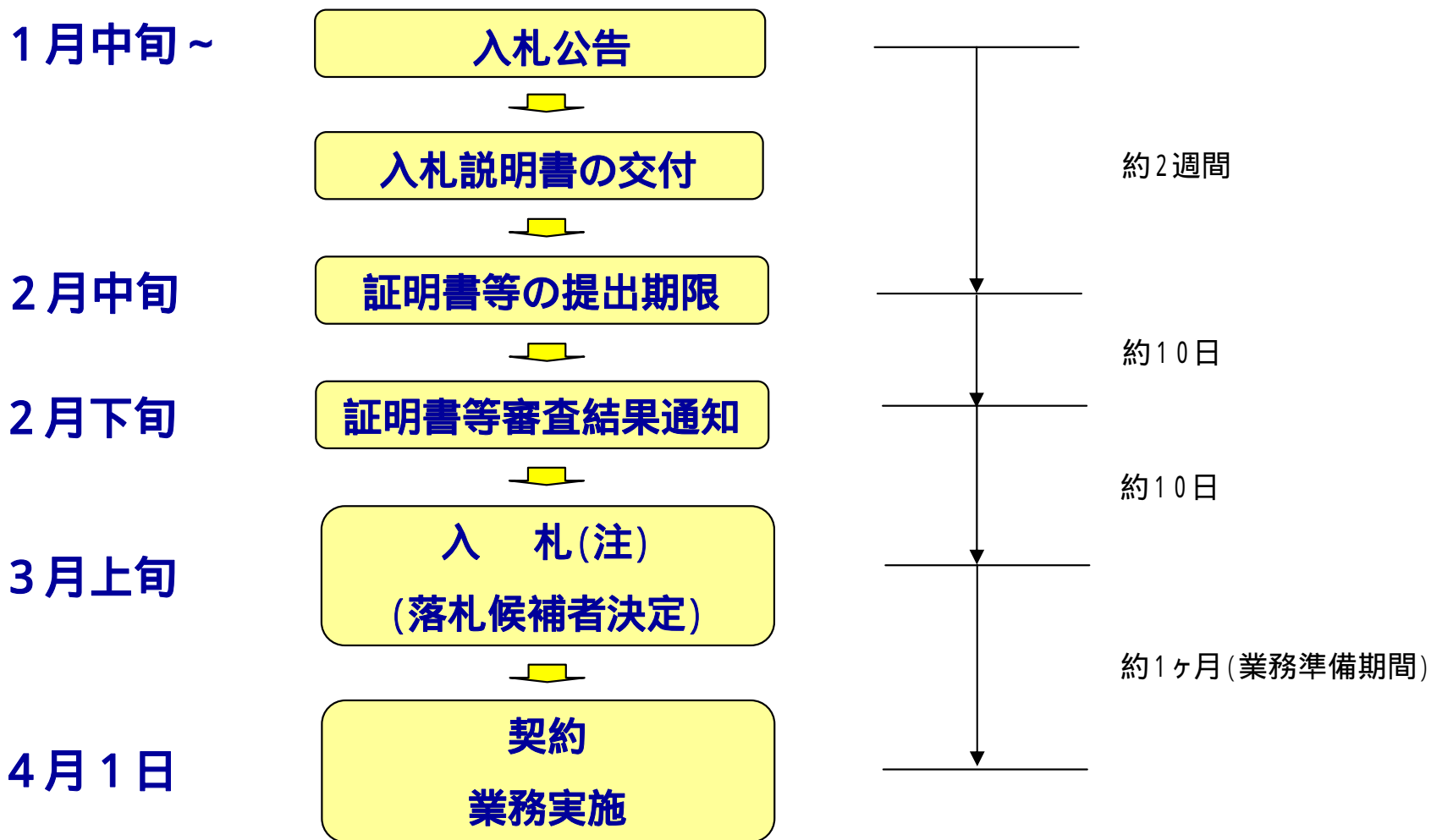
9 . 基準書に定めのない積算基準の明示

- 1) 点検基準に定めがない点検対象施設において、他の設備の点検基準及び歩掛を準用する場合、準用基準等を見積参考資料に明示する。
- 2) 点検基準に定めがない点検対象施設において、見積により点検歩掛を決定する場合、競争参加者に見積依頼することとし、採用した歩掛を見積参考資料に明示する。

* 詳細については、各業務の特記仕様書による。



今後の発注スケジュール



注: 履行開始までの準備期間として概ね1ヶ月を確保するため、落札決定(入札)を3月上旬～に実施。



***この資料の入札参加要件等は標準案であり、詳細は各業務の入札公告、説明書等をご確認願います。**

資料の問い合わせ先

近畿地方整備局 情報通信技術課 基準係

TEL : 06 - 6942 - 1141 (内3391)

以上